

佐原税務署からのお知らせ

スマートフォンやパソコンで確定申告を！ ～インターネットでスマートに申告を試してみませんか～

国税庁のホームページで所得税の申告書などが作成できます。画面の案内に従って入力すれば税額が自動計算され、プリントアウトした申告書はそのまま提出できます。また、作成したデータを e-Tax で送信することで、自宅から申告することが可能です。申告書作成会場は混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染防止の観点から、スマートフォンやパソコンからの e-Tax 送信を利用して申告を済ませましょう。



スマートフォンは
こちら

確定申告の ID・パスワード出張発行のお知らせ e-Tax での申告には ID とパスワードが必要です

e-Tax を利用するための ID とパスワードの出張発行会を行います。この機会にぜひご利用ください。

日時●1月24日(月)・25日(火)午前10時～午後2時

会場●役場 1階ロビー

持ち物●運転免許証など本人確認ができるもの ※必ず申告されるご本人がお越しください。

確定申告書の作成をサポートします！ ～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

税務署で
開設

佐原税務署では、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書作成会場を開設します。

日時●2月1日(火)～3月15日(火) (平日のみ)

午前9時～午後5時(受付：午前8時30分～午後4時)

※混雑回避のため、入場整理券を配付します。配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

国税庁の LINE 公式アカウントを「友だち追加」すると入場整理券の事前発行ができます。

※税務署から「令和3年分確定申告のお知らせ」はがきなどが届いた場合は、併せてご持参ください。



友だち追加は
こちら

税理士による無料申告相談・三税申告書作成相談 ～申告書作成会場の開設期間より前に申告書を作成できます～

開催日●2月2日(水)

会場●役場3階大会議室

相談時間●午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時を除く)

※次の申告書の作成は除きます。

①土地・建物および株式などの譲渡所得や先物取引がある場合

②住宅借入金等特別控除初年度の場合 ③贈与税申告の方

※会場の混雑を回避するために、受け付けを早く締め切る場合がございますのでご了承ください。

お問合せ●佐原税務署 ☎ 0478-54-1331(代表)

税務課から確定申告のお知らせ

税務課からのお願い

インターネットによる申告が可能な方は、ご自宅などのパソコンやスマートフォンからの電子申告をご利用ください。国税庁のホームページから確定申告書を作成し、郵送で提出することも可能です。申告会場に来場せず、密を避けることが感染リスクを減らすことにつながります。ぜひご利用ください。

申告書受付・相談期間【役場庁舎は防犯上の理由により午前8時15分に解錠します】

2月16日(水)～3月15日(火) (土・日・祝日を除く)

相談時間●午前9時～正午、午後1時～5時 (受付は午前8時20分～午後4時)

混雑の状況によっては途中で受付を終了することもありますのでご了承ください。

※申告書の提出のみの方は、2月9日(水)から受け付けます。

相談会場 役場2階 第4会議室(提出のみの場合は、役場1階税務課)

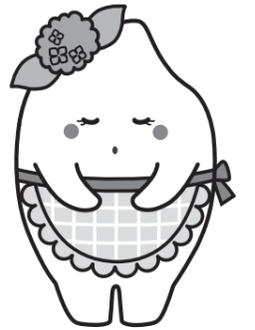
※相談受付などの詳細は、広報たこ2月号でお知らせします。

平日は仕事などで相談に行けない方のために休日相談を行います。

休日相談 2月27日(日)・3月13日(日)

※相談時間は平日と同じです。

※電話による相談はできませんのでご注意ください。



注意点

- 土地、建物、株式などの譲渡所得や山林所得がある人は、直接佐原税務署にご相談ください。
(申告書の提出のみ、税務課でも受け付けます) (☎ 0478-54-1331)
- 相談内容が複雑な方は、佐原税務署へご案内させていただく場合がございますのでご了承ください。

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402

償却資産(固定資産税)の申告はお早めに！

農業や販売業などの事業を営んでいる個人や法人の方で、事業のために使用する機械、機器、備品などを1月1日時点で所有している場合は、償却資産の申告が必要です。ただし、耐用年数が1年未満のもの、自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産は除かれます。

昨年申告された方は、12月中に令和4年度分の申告書を送付していますので、期限までに必ず申告をお願いします。また、新たに事業を始めた方など申告書が必要となる方は、ご連絡ください。

申告期限●1月31日(月)

お問合せ●税務課資産税係 ☎ 76-5402